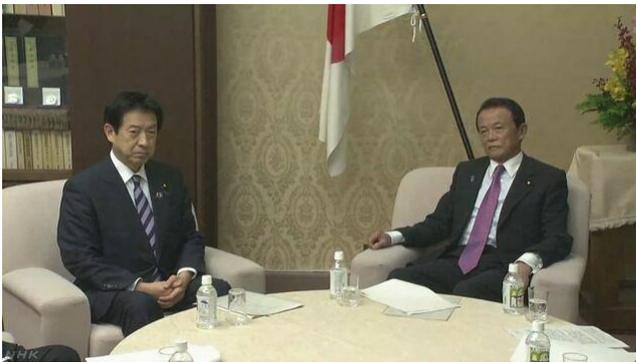


大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3414 号 2016.12.20 発行

社会保障費の伸び 目標どおり 5000 億円程度に抑制へ



NHK ニュース 2016 年 12 月 19 日
 来年度予算案の今月 22 日の閣議決定に向けた麻生副総理兼財務大臣と各大臣との閣僚折衝が行われました。このうち、塩崎厚生労働大臣の折衝では、一定の所得がある高齢者の医療費の自己負担上限額を引き上げるなどの負担策を実施することで、社会保障費の伸びを医療分野で 950 億円、介護分野で 450 億円それぞれ圧縮し、全体の伸びを当初の目標どおり

5000 億円程度に抑えることを確認しました。

また、来年 4 月の消費税率の 10% への引き上げを再延期することで、財源の確保が課題になっていた、年金や子育てなどの「社会保障の充実策」には、国と地方合わせて 1兆 8390 億円を盛り込みました。

充実策のうち、待機児童の解消に向けて、来年度末までに保育の受け皿を 50 万人分拡大するため、施設の運営費を支援する費用などとして 6960 億円、年金の受給資格を得るための加入期間を 25 年から 10 年に短縮することで必要となる予算には 260 億円が盛り込まれました。

また、地方側との間で調整が続いていた、市町村が運営する国民健康保険への追加的な財政支援については、来年度は予定よりも 300 億円減額して 1400 億円とすることになりました。

一方、充実策のうち、所得の低い高齢者や障害者に対する年額 6 万円の福祉的給付や、低所得者の介護保険料の軽減は、来年度の実施が見送られることになりました。

このほか、人手不足が深刻な介護職員の処遇を改善するため、平均して月額 1 万円程度、賃金を引き上げるための費用などに 410 億円が盛り込まれました。

厚労相「負担増の影響度合いに配慮」

塩崎厚生労働大臣は閣僚折衝の後、記者会見で、「社会保障制度の持続可能性を見据える一方で、負担増となる方々への影響度合いを十分に配慮することにいちばん、心を配った。負担能力に応じた負担、そして世代間や世代内の公平性にも目配りしながら決めた」と述べました。

経団連会長「さらなる斬り込み必要」

経団連の榊原会長は記者会見で「社会保障費の伸びを今年度の当初予算と比べて 5000 億円に抑えたのは 1 つの進歩であり、基本的には評価できる内容だ。しかし、社会保障改革については、まだまださらなる斬り込みが必要だ。私としても経済財政諮問会議などを通じ、社会保障費の適正化に向けて、さらに踏み込んでいきたい」と述べました。

5 2 施設・団体に「愛の義援金」 山陽新聞社会事業団 山陽新聞 2016年12月19日

阪本専務理事（右）から目録を受け取る大森理事長



山陽新聞社会事業団（松田正己理事長）は岡山、広島県の児童福祉施設や障害者施設、ボランティア団体など52施設・団体に「歳末愛の義援金」として計650万円を贈ることを決め、岡山市で19日、贈呈式を行った。10月25日～11月1日に同市で開いた「第69回歳末助け合い美術展」の収益の一部。

贈呈式は難聴児らが通う岡山市北区西古松の児童発達支援センター・岡山かなりや学園であり、贈呈先の代表として、同学園を運営する社会福祉

法人・岡山ろうあ児援護協会の大森修平理事長に、同事業団の阪本文雄専務理事が義援金の目録を手渡した。大森理事長は「園児の療育に役立てたい」と謝辞を述べた。

岡山ろうあ児援護協会を除く贈呈先は次の通り。

津山広済寮、浦安荘、こうのしま荘、かわかみ療護園、岡山ライトハウス点字出版所、ときわ、弘徳学園、神郷の園、岡星寮、泉の園、桑野ワークプラザ、わくわくワーク、エスポアール・セルフ、報恩積善会、松風園、アダムスホーム、幸輝園、憩いの丘、若宮園、恵風荘、津高寮、あさひ園、愛光苑、上道荘、足守荘、岡山シルバーセンター、さわらび苑、ハモニカ、みなみがた荘、うららか、旭ヶ丘、天神荘、若松園、岡山聖園子供の家、南野育成園、新天地育児院、岡山市善隣館、岡山かなりや学園、成徳学校後援会、おかやま希望学園、川崎医科大付属病院看護研究会、岡山西支援学校教育後援会、お夏踊り保存会、岡山いのちの電話協会、悲眼院、津島児童学院、かいの木連、花の会、岡山ダイバーシティ研究会、福山乳児院、福山六方学園

3 機能の複合福祉施設、会津若松に建設へ 社会福祉法人が運営

福島民友 2016年12月20日



くわ入れする斎藤理事長

会津若松市の社会福祉法人たちあおい（斎藤記子理事長）が運営する、母子生活支援と就労継続支援、老人デイサービスの三つの機能を併せ持つ複合施設の地鎮祭は17日、同市一箕町亀賀の現地で行われた。

同法人によると、これらの機能を併せ持つ複合施設は県内でもあまり例がない。利用者らが同じ建物内で生活したり、通所することで交流が深まることを期待している。

同法人は同市の介護関連業「クラスター」が母体で、8月に施設運営を担う団体として設立が認可された。

施設は鉄筋2階建てで、延べ床面積は約1146平方メートル。来年春ごろ完成予定の建物の1階には、障害者向け就労継続支援事業所「アクティブ」、高齢者介護事業所「菜の花」が入り、カフェの営業や高齢者の生きがいを創出する。

2階には母子生活支援施設「はる」が入り、母子家庭の自立支援や養育が困難になった子どもたちを一時預かる。

地鎮祭には約20人が出席。神事後、斎藤理事長や施工業者の代表がくわ入れなどを行った後、玉串をささげた。終了後斎藤理事長があいさつした。

【群馬】減らぬ福祉現場の労災 過去10年で最多120人

東京新聞 2016年12月20日

県内の社会福祉施設で昨年発生した労災の人数が、百二十人と過去十年間で最多となり、このうち過労死が一人いた実態が群馬労働局の調査で分かった。高齢者や障害者らの施設で介助する職員が入所者を持ち上げたり、支えたりする際に転倒したり、腰を痛めたりするケースが多いとみられる。労災に遭うのは年配で、経験の浅い職員が多く、人手不足できついとされる福祉の現場で職員の負担が増大している。（菅原洋）

社会福祉施設での労災（休業四日以上）は、今年一～十一月の速報値も九十九人となり、年間では二年連続で百人を超える見通し。二〇〇六～〇九年は五十～八十人台で推移し、一〇～一四年からは九十人台に増加。昨年は前年より三十人も急増した。

過労死は特別養護老人ホームの男性職員が勤務中に急性心不全で死亡し、「長時間の過重労働」で労災認定された。社会福祉施設での認定は珍しいという。

労災全体の内訳では転倒が38%と最多で、次いで腰を痛めるなどが33%と続いた。具体的には、五十代の女性職員が利用者をベッドから車いすに移すために体を抱えた際、腰に強い痛みを感じ、十七日間休業したケースがあった。

県外では、入浴介助の際に入所者が危険な動きをしたため、事故を避けるために抱えようとした職員が転倒したケースもあった。

群馬労働局の調査では、休業期間の割合は一カ月以上三カ月未満という重い事例が最多の35%となり、次いで二週間以上一カ月未満の33%となった。

経験年数別では、一年以内が三十六人と最多で、このうち五十代が十三人と最も多かった。次いで、一年超三年以内の三十三人で、ここでも五十代が十七人と最多だった。

群馬労働局健康安全課は「建設現場の労災は機械操作の確認などで防止できる面があるが、社会福祉施設は入所者という人が相手なので、対策が難しい。高齢化社会を迎え、今後も増加が懸念される」と指摘している。

災害時の避難要支援者名簿 静岡県内自治体の94.3%作成

産経新聞 2016年12月20日

総務省消防庁は、障害者ら災害時の避難に支援が必要な人の名簿を作成済みの市区町村が、4月1日時点で全体の84.1%になったとの調査結果を発表した。昨年同時期の52.2%から大幅に増えた。「来年3月末までに作成」と回答した自治体を合わせると99.2%になる。

都道府県別に見ると、市区町村の作成率が100%だったのは京都や大分など12府県。静岡は94.3%で、作成率が低いのは奈良の59.0%などだった。

民間の障害者雇用3781人 6.2%増も実雇用率低迷 東京新聞 2016年12月20日

栃木労働局がまとめた六月一日時点の障害者雇用数は、県内に本社を置く五十人以上の民間企業で三千七百八十一人になり、前年より6.2%増加した。雇用数は十二年連続で過去最高を更新。一方、労働者に対する障害者の割合を示す実雇用率は県全体で1.9%で全国平均の1.92%を下回り、都道府県別で三十五位だった。

雇用者の内訳は、身体障害者が4.1%増の二六一三・五人、知的障害者が7.4%増の八八九人、精神障害者は25.7%増の二七八・五人。精神障害者の雇用が大幅に増えた背景には、精神障害者の数が増え、積極的に就職したい意欲があり、企業側の理解も進んでいるという。

実雇用率は全国平均を下回ったものの、県内では前年より0.08ポイント上昇した。

国が定める法定雇用率の2・0%を達成した企業は、前年比2・2ポイント増の57・3%で、全国平均の48・8%を上回った。

産業別では、医療福祉と、それに付随する形で介護施設の清掃などの生活関連サービス業・娯楽業がともに2・23%で最も多かった。次いで情報通信業が2・11%だった。(猪飼なつみ)

発達障害児への教員、強化 教員1人に16・5→13人 朝日新聞 2016年12月20日

文部科学省は19日、2017年度から、発達障害のある子らが別室などで学ぶ「通級指導」や外国人児童に日本語を指導する教員の配置を今より手厚くすることを決めた。少子化に伴い、機械的に教員を減らす「自然減」分を除くと、教員全体では今年度より計868人の増員となる。

「通級指導」の教員1人当たりの子どもの数は16年度の16・5人から13人になる。教員不足で通級できない「通級待機」が減るほか、よりきめ細かい指導ができるようになる。日本語指導の教員も同様に21・5人から18人になる。

教職員の定数は、子どもの数などに応じて機械的に決まる「基礎定数」と、各校の課題などに応じて配分する「加配定数」で決まる。17年度から通級指導の教員などの基礎定数化を始め、今後10年間で、いまの加配定数(約6万4千人)の約3割を基礎定数に入れる。これにより、各自治体は年度ごとに変動の可能性がある加配に頼る余地が少なくなり、正規雇用の教員を配置しやすくなる。

一方、いじめや不登校への対応(25人増)、貧困などによる学力課題の解消(50人増)、小学校の英語などの専科指導の充実(165人増)——は加配で対応する。

この結果、17年度の教職員定数は約69万人となり、17年度の政府予算案に約1兆5千億円を計上する。文科省は、定数の新たな算定基準を盛り込んだ義務教育標準法の改正案を来年の通常国会に提出する。(水沢健一)

認知低下の関連性、研究 愛媛大、米医学誌に論文発表 愛媛新聞 2016年12月20日



AGEsの蓄積量とMCIの関連性について説明する伊賀瀬道也特任教授=12日、東温市志津川

老化を促進させる原因物質・終末糖化産物(AGEs=エージーイー)の蓄積量が皮膚に多い人は認知機能が低下している可能性があるとして、愛媛大大学院医学系研究科老年・神経・総合診療内科学の伊賀瀬道也特任教授らの研究グループがこのほど、AGEs量と認知症の前段階とされる軽度認知障害(MCI)の関連性を明らかにした論文を米医学誌「ジャーナル・オブ・アルツハイマーズ・ディゼイズ」に発表した。

伊賀瀬特任教授によると、AGEsはタンパク質と糖質が結びつき、時間の経過とともに生成される。近年の研究でAGEsが血管に蓄積すると糖尿病や認知症を引き起こすことが分かっているが、MCIとの関連を報告した国内外の研究はこれまでなかったという。

研究は同大病院抗加齢・予防医療センターの抗加齢ドックを受診した226人(平均約68歳)に実施。専門の測定器を使って腕の内側からAGEsの蓄積量を計測したほか、認知症スクリーニングテストを用いて記憶力を調べた。AGEs量を表すSAF値が2・27以上になった人は記憶力低下などMCIの存在する確率が、2・27以下の人に比べて6・4倍に高まることを確認した。

厚生労働省の2012年調査ではMCIの高齢者は全国に約400万人いるとみられ、5年以内に半数がアルツハイマー病などの認知症に進むとされる。

伊賀瀬特任教授は「皮膚のAGEs量が多ければ将来認知症を発症するリスクが高まる

可能性がある。検査が一般的になればMC Iを早期に発見できるだけでなく、その後の適切な治療や対処によって認知症への進行予防につながられるのでは」としている。

<子どものあした 保育士の役割> (上) 小さな命を守る重み



中日新聞 2016年12月18日
保育士が最も気を使う乳児の昼寝時間。体調の変化がないか見守る＝東京都板橋区のわかたけ保育園で（坪真一撮影）

待機児童対策のため保育所を増やそうとしても、保育士が足りない。「子育て経験者なら誰でも代わりが務まるのではないか」という声上がる一方で、保育の質を保つためには保育士の存在が欠かせないと指摘もある。子どもを守り、育てる保育士の仕事の意義をあらためて考える。

午後七時。「終わったあ」。福岡市内の認可保育所で働く保育士の柳川紀久江さん（31）は、最後の子どもがお迎えの保護者と園舎を出て行くのを見送ると、心の中でほっと息をつく。「朝、預かった子どもをそのままの状態でお返しすることが保育士の最大の使命。子どもたちが園にいる間はずっと気持ちを張り詰めていますから」

受け持つのは、ゼロ歳児クラス。昼寝の時間は体調の急変や突然死のリスクが高く、最も気を使う。頻繁に呼吸を確認し、布団のずれを直しつつ、体にも触れて異常がないかをチェックして書類に記入する。交代で取る昼休みも「何かあれば飛んでいかなきゃ」と気が休まらない。

幼稚園との大きな違いは、保育所がゼロ、一、二歳の小さな子どもたちが育つ場であることだ。体調の急変や感染症も多い低年齢児の保育には、知識に裏付けされた経験が求められる。

東京都板橋区の認可保育所「わかたけ保育園」では、ゼロ歳児は五分おきにうつぶせ寝になっていないかなどをチェックする。せきが出ている子は少し頭を高くしてあげたりする配慮も。主任保育士の山本厚子さん（52）は「単に五分ごとの作業としてするのであれば、誰でもできるかもしれない。ふだんから子どもを観察し、表情や顔色、体感などの変化に気付くのは、保育士の専門職としての役割なんです」と話す。

三歳未満の子どもは生まれた月による成長の個人差も大きく、お昼寝だけでなく、一人ひとりに合った保育内容と発達の細かな記録が求められる。

柳川さんの園でも、月ごとや週ごとの目標に加え、毎日の保育目標を立て、その日の生活や遊び、食事などの様子を個別に記録していく。記録は、次の年の担任保育士に引き継ぐ重要な情報だ。

だが、そんな保育士の役割が、社会に伝わっていないのではないかと。数年前まで都内の認可保育所で働いた柳川さんは、政府が「待機児童ゼロ」の目標を掲げ、保育施設の増設が加速する一方で、現場にいる自分たちが置き去りにされているような気持ちを味わってきた。「仕事の意味を見つめ直したい」といったん現場を離れた。

今春から、保育士を目指して大学で学んだ福岡で再び、子どもたちと向き合う。「命を長時間預かっていることの重みが、保育士資格の重み」と柳川さん。しかし、責任に見合わない低賃金や子育てと両立しにくい長時間労働などから現場を離れた「潜在保育士」は多い。「資格を持っている人は多いのになぜ働かないのか。そこに目を向けてほしい」と訴える。

<子どものあした 保育士の役割> (中) 見えにくい専門性を認めて

中日新聞 2016年12月19日

土や石を器に盛りつけて遊ぶ。保育士は子どものやりたい気持ちを大切にしている＝東京都大田区の多摩川保育園で

東京都大田区の認可保育所「多摩川保育園」の庭にあるサクラが今春も美しく咲いた。「お花の下でなにか食べたい!」。子どもたちの声を受けて、保育士の田中里佳さん(31)は数日後、給食のチキンライスをおにぎりにしてもらい、サクラの下でみんなで食べた。「もっとサクラの花びらとか葉っぱで遊びたい」。さらに声が上がった。



ある女の子が「サクラのお茶を飲んでみたい」と提案。サクラの塩漬けを作ることに。花は散ってしまったが、クラスをサクラで飾り付けて、塩漬けを入れたお茶を飲む会を開くことが決まった。子どもたちは衣装も作り、田中さんが和菓子の紹介をして、お茶に合わせた和菓子も用意することになった。

お茶会の日、田中さんは「みんなで時間をかけて一生懸命やったからこの会ができたね」と語りかけた。引っ込みがちだった子が調べたことをみんなの前で発表して自信を付けたり、クラスに落ち着きが出てきたりするうれしい変化があった。「プロセスを大切にすることで地味で見えにくいけど、自ら探求していく力を身に付けるという子どもの育ちに、手を貸すことができたのではないかな」

同園は、三、四、五歳児を一つのグループにする異年齢保育を実施。保育室はいくつかのコーナーに仕切られ、子どもたちがその日遊びたいところで遊びたいおもちゃを使って遊ぶ。全員に一齐に同じことをさせることはない。「自分で選び、夢中になれる環境が、子どもたちの主体性を育む」と主任保育士の佐伯絵美さん(37)。その時々の子どもの興味、関心を注視しながら、保育室に置くおもちゃや本、素材などを変えていくのが重要な仕事だ。

その子が今どんなことに興味を持って楽しんでいるのか、この遊びを通してどんな力が育っているのか…。子どもを観察する目を深めることに役立っているのが、子どものつぶやきや会話、表情、行動などを写真と文章で記録する「ドキュメンテーション」といわれる書類だ。「これがなければ、けがなく一日が終わればいい、というだけになってしまうかも。大事な瞬間を記録していくことで、子どもをみる視点が深まっていく」と佐伯さんは言う。

保育士や幼稚園教諭としての勤務経験もある日本女子体育大の天野珠路(たまじ)准教授(保育学)は、「子どもの根源的な欲求を大事にして、遊びに昇華したり表現活動につなげていく環境をつくるのが保育。学校に入ったらできない乳幼児期だからこそその教育が大切だ」と指摘。「それを担う保育士や幼稚園教諭など『子どもの専門職』の重要性を社会がもっと認識すべきだ」と話す。

<子どものあした 保育士の役割> (下) 貧困、虐待の最前線にも

中日新聞 2016年12月20日

長男と遊ぶ鈴木弓さん(右)。「保育士の重責を感じて、子育てとの両立が難しいと思ってしまう人も多いのでは」と訴える＝神奈川県大和市で



「保育園にすぐ連れてきてほしい。育ててあげられるのに...」。埼玉県内の認可保育所で保育補助の仕事をする三十代の女性が、保育士資格を取ろうと思ったきっかけは、子どもの虐待の話題が出た時、園の保育士がこうつぶやいたのを聞いたことだった。

イライラして部屋の中にいられない子は、親が離婚

するかでもめていた。ただのわがままではなく、家で自分が抱えたストレスを発散していた。どんな家庭環境にあっても、園にいる間は安心して楽しい時間を過ごさせたいという保育士たちに出会い、その仕事の重みを感じた。でも保育士の手が足りない。「資格を持った保育士を増やさないと。私にも何かできるんじゃないか」。保育士資格試験を受けたいと思っている。

東京都板橋区の保育園で保育補助をする矢寺渚（なぎさ）さん（26）も、保育士を目指して勉強中だ。補助に入っていた矢寺さんが友達をたたいた子どもを注意しようとした時、保育士が「この子はお母さんがしばらく入院中。今は不安で感情的になっちゃうから」と助言してくれた。「いつもとは違う対応が必要だった」。子どもが置かれた状況を把握しながら向き合う姿に専門職の意義を感じている。

非正規雇用の広がりや一人親家庭の増加、子どもの貧困、虐待などが社会問題となる中、保育園はそうした子どもたちを支える最前線にもなっている。

三年前まで川崎市の認可保育所で働いていた鈴木弓さん（32）は、「子育てが大変そうだな」という家庭の場合、とにかく園とつながっていてほしい」と考えてきた。「毎日来てくれれば給食は食べさせられるし、体調などの変化にも気づくことができる」

休日保育を利用していた男の子が「お風呂に入っていない」と気付いた時には、園で特別にシャワーを浴びさせたりもした。「そういう判断ができるのが保育士だと思います」

成長発達に遅れがあったり、障害があったりする子が、保育園で育つ良さも実感してきた。「お母さんが孤立しないし、保育士に相談してもらえる」

仕事に充実感を感じていた鈴木さんだが職場を辞めたのは、多忙な勤務と自分の子どもを育てることを両立できない、と感じたからだ。クラス便りなど、持ち帰る仕事が多く、家でも休まらなかった。

仕事を辞めると、希望していた妊娠もかない、今は二歳の長男を育てる。「子育てを経験する保育士が保育をする良さもある」と思うが、早朝や遅い時間帯の勤務もしていた以前の状況を考えると難しい、と感じる。「就学前の子育ての重要性や、保育士の重責を知っているからこそ、現場には戻れないと思う人が多いのでは」（この連載は、小林由比、増井のぞみを担当しました）

社説：相模原事件報告 支援を「監視」にするな 京都新聞 2016年12月19日

相模原市の知的障害者施設「津久井やまゆり園」で19人が刺殺され、27人が負傷した事件に関する厚生労働省の有識者検討チームが再発防止策を提言した。

殺人容疑で逮捕された元職員植松聖容疑者（26）が事件前に措置入院先から退院した後、十分な支援を受けられなかったとの検証結果を踏まえ、全ての措置入院患者について、都道府県知事や政令指定市長は、入院中から病院などの関係機関と「調整会議」を設けて協議し、退院後の支援計画を策定するよう義務付ける内容だ。

措置入院は、精神疾患のために自分や他人を傷つける恐れがある人を、本人や家族の意思に関係なく強制入院させる制度だが、退院後の対応をルール化している都道府県や政令市は1割にとどまる。このため、検討チームは「患者が福祉、生活面の支援を継続的に受け、地域で孤立せずに暮らせる仕組みが必要」と指摘する。

その提言に異論はない。退院した患者が切れ目のない支援で安心して生活できるようにすべきだ。ただし、患者の「見守り」が「監視」になり、偏見を助長するようなことがあってはならない。

そのために必要なのは、まずマンパワーの確保だろう。

調整会議がつくる支援計画は退院後に必要な通院治療や福祉サービス、通院が中断した場合の対応などを盛り込み、患者が住む地域の保健所が中心になって実施し、患者が引越した場合にも転居先に引き継がれる仕組みだ。

支援を確実に実行するためには個々の患者や家族の状況に応じたきめ細かな対応が求め

られる。しかし、措置入院する患者は年間約7千人おり、現行の体制ではとても対応しきれまい。自治体や保健所、医療機関などの担当者を増員することが不可欠だ。

国は早ければ来年の通常国会で精神保健福祉法改正を目指すという。人材確保のための財政支援も同時に講じなければならない。

一方で、検討チームは、警察など捜査機関が再発防止にどう関与するか踏み込まず、措置入院の過程で判明した「犯罪につながりかねない情報」の共有について協議する場をつくるよう求めた程度だ。

今回の事件では、植松容疑者は鑑定留置中で、事件と精神疾患の関係は明らかではない。患者の人権を侵害するような対応には注意しなければならないが、引き続き、事件の検証と再発防止に刑事司法が果たすべき役割について議論を続けなければならない。

社説：子の引き渡し 連れ去りを生まぬよう 中日新聞 2016年12月20日

離婚した夫婦の間で子どもの奪い合いが起きたとき、引き渡しはどうあるべきか、ルール化に向けて国の法制審議会が議論を始めた。何より、子どもの苦しみを増やさない議論を尽くしてほしい。

離婚した夫婦が子どもの親権をめぐる争い、家裁が親権者や監護権者を確定した後も、親権者でない親が同居している子どもを引き渡さない場合がある。解決が進まないと親権者側が裁判所に「強制執行」を申し立て、裁判所の職員が子どもを引き取りに行くことになるが、現場で親ともめることが少なくない。昨年、裁判に勝って強制執行を申し立てられた九十七件のうち、子どもが引き渡されたのは二十七件のみだった。

執行の際には、同居する親の家で、親と一緒にいるときに行うなど、無理な引き離しにならないための一定の配慮がされてきたが、子の引き渡しに関する明確な規定がないため対応はまちまちだ。

法制審で検討される子どもの引き渡しイメージは（1）裁判決定に反して子の引き渡しに応じない場合は制裁金を科す（2）それでも応じない場合は裁判所が子どもを引き取りに行く—という二段構えだ。

こうしたルール化の背景にあるのは二〇一四年に日本が加盟した「ハーグ条約」だ。国際結婚で離婚した夫婦間の子どもの引き渡しを決めた規定で、関連法に沿って国内ルールの整備が求められていた。裁判で子どもの引き渡しが決まっても応じない場合にまずは制裁金を科し、それでも応じない場合に強制執行へと移すのは、ハーグ条約に準じた方法である。

条約の基本にあるのは、子どもの心身への悪影響を避けるために連れ去りを防ぎ、離婚後も夫婦が共に子どもの成長にかかわることへの配慮である。

日本はどうか。離婚した夫婦は共同で親権を持つことができないため、離婚前から子どもを連れて家を出て、親権争いに備えた既成事実化を図る例が少なくない。

子どもと暮らせない親が子どもとの面会を求めても親権者側が応じないケースも多い。家裁に面会交流を求める調停の申し立ては十年間で三倍に増え、一万件を超えた。

離婚後も双方が親権者となり、同居できない親も子どもとの交流を保てるなら、子どもの奪い合いはしないだろう。子どもの引き渡しという最終局面だけでなく、離婚時に面会交流を取り決めて強制力を持たせるなど、全体に目を向けるべきだ。

